

注) 報告書(案)に同趣旨の記述のあるご意見については、既に記述に反映しているものとして、本資料には記載していません。

ご意見募集結果の整理及びその対応方針

| 整理番号 | 寄せられたご意見  | 対応方針  | 分類のキーワード               |
|------|---|---|------------------------|
|      | はじめに<br>1. 検討の目的  |   |                        |
| 1    | p.1 検討の目的において、文章構成が起承転結に欠けている。海岸保全の進め方を時系列で整理すれば、平成8年の七箇年計画の閣議決定 平成11年の海岸法改正の順となる。したがって、平成8年の閣議決定による七箇年計画を説明した上で、「海岸保全基本方針」を説明した方が自然の流れとなる。10～13行目の「しかしながら、…求められている。」は現状把握と今後の課題なので、p.1下4行の前に挿入。20行目の「これに基づく整備により、…」のこれは何を指すのか。これら(海岸法と七箇年計画)の方が適切でないか。               | 文章を推敲します。   | 表現ぶり                   |
|      | 2. 中期計画の必要性<br>3. 中期計画の策定にあたり配慮すべき事項  |   |                        |
| 2    | 中期というのであれば、現行の法律や制度の範囲内での最大ではなく、枠を広げて考えられてはいいのでしょうか。もしくは、次につながるような夢のあるものにはできないでしょうか。現在までの枠組みであるからこそ発生しそうな問題は、わかっているはずと思いますが、いかがでしょうか。   | 今回の検討会では、p.3「4.本報告書の構成」10行目「枠組みや方向性について提言する」と記述されているように、枠組みの検討も含まれています。p.2「2.中期計画の必要性」で、「必要に応じて見直す」の記述に含めて表現しています。検討会では枠組みを含めて検討しており、また、中期計画期間においても経済社会情勢の変化に的確に対応していくため必要に応じて見直すこと | 中期計画の位置づけについて          |
| 3    | 「中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方(報告案)」を基本として、具体的な事業実施の道しるべを構築する責任は、海岸管理者に背負わされた責務と心得るところですが、現実的には、かなりの負荷がかかり、結果的に海岸事業の進捗を鈍らせる結果となる恐れが多いのではないのでしょうか。従いまして、防護・環境・利用が調和した海岸保全の状態や第4章 政策目標の達成に向けた主要な留意事項の取り組みの程度などが分かる具体的な国の指針等を作って頂ければ、事業実施時の目安となると心得ます。                           | p.3「4.本報告書の構成」10行目「枠組みや方向性について提言する」と記述されています。本検討会は、枠組みを検討することを目的としています。具体的な指針等は今回の報告書を受けて別途検討されることとなります。また、各段階における地域の皆さんとの連携の中で説明責任を果たしていくことにしています。                                 | 政策目標の達成に向けた主要な留意事項の明示  |
| 4    | 「アウトカム指標」を設けることで、具体的に示そうという努力は分かりますが、具体的な数値目標はこれからのようですので、「個々の海岸をどのようにしたいか」という住民の意見を吸い上げることがもっとも重要なことと思います。その時にはそれぞれについて、十分に時間をかけた議論やパブリックコメントの募集があるのでしょうか。そこで一般住民が意見を述べる機会が与えられないのであれば、今回の作文で「情報公開」、「説明責任」などと言っても、絵空事でしかありません。今回の案は大枠でしかありませんので、具体的なコメント等は実際には難しいです。 | 整理番号3の対応方針のように考えています。   | 政策目標の達成に向けた主要な留意事項の明示  |
| 5    | 今後、この報告案が決定次第、国民に公表していくと思いますが、啓発効果のあるわかりやすい表現で公表して頂きたいと思います。  | p.3 3.(5)1～2行目にアウトカム指標を活用して国民理解の形成を図る旨を記述しており、報告書の作成、パブリックコメントにあたりできるだけ工夫を行ってきました。今後作成にあたりさらに工夫していきます。  | 今後の海岸保全に関する国民理解の形成について |
| 6    | この(案)では「アウトカム」、「アウトカム指標」という用語を用いることを強く意識しているようですが、これはこの種の書類にはなじまないように感じます。理由はアウトカムという用語は幅広く意味があり、読み手が正確に意味をつかみきれない。また、日本語として利用するにはまだ定着した言葉ではない。全文英語で書くのならば許せますが、部分的に英語をカタカナ表記で使うのはどうかと思います。一般の市民が理解できる用語法を用いるべきであろうと考えます。   | 脚注を追加します。   | 表現ぶり                   |
|      | 4. 本報告書の構成  |   |                        |

|                               |   |   |                        |
|-------------------------------|---|---|------------------------|
| 7                             | <p>国と地方の役割の明確化で「国が施策の実施に最終的な責務を負うものと、地方が主体的に参画して、その実現を図っていくものとを明確にする。」とあるが、地方が主体的に参画して、その実現を図る場合の<b>財源的なものはどのようになるのか方向性を明示</b>する。（自主財源なのか国庫補助があるのか等）</p>  | <p>地方が主体的な役割を果たすのは、政策目標の実現における役割を示すものであり、必ずしも財源の手当をしめすものではないと考えておりま</p>   | <p>国と地方の役割の明確化について</p> |
| <p><b>第1章 海岸に関わる現状と課題</b></p> |   |   |                        |
| 8                             | <p>p.4 第1章 海岸に関わる現状と課題の2段目の段落で「我が国の海岸は、地震や台風、冬期風浪等の厳しい自然条件にさらされており、津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食等に対して脆弱性を有している」として、厳しい自然条件を掲げていますが、人為的な要因によっても脆弱性が加速されてきた事実を忘れてはならないでしょう。大正から昭和初期にかけ、道路舗装や公共建造物の工事用材に海岸砂が大量に採取されて砂浜がやせ細ってしまったため、漁業の存亡にかかわるとして漁業関係者が公共工事用の海砂採取を止めるよう陳情 請願に及んだほどです。また、海岸部の埋立や人工海浜化の工事に伴い、コンクリート製の垂直護岸や消波工作物が新たに設けられることで、従来からの汀線が深刻な影響を受け、異常洗掘や異常堆砂などの現象を引き起こすこともよく知られています。これらの<b>人為的要因によっても、災害や海岸侵食等に対する脆弱性が加速されてきたことを付記する必要がある</b>があります。</p>   | <p>p.25 第4章4.1(2)「海岸部への土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって発生すること」と海岸侵食に関する現状認識を述べています。海岸侵食の原因は、人為的要因も含め、土砂の供給と流出のバランスが崩れることによるものと認識しています。</p> <p>埋立については、公有水面埋立法により、都道府県知事(港湾区域内においては港湾管理者)が土地利用計画や環境保全の配慮等を含めて審査した上で免許する手続きが行われています。なお、海岸管理者は、埋立によって海岸地形が改変される場合、改変後の地形の海岸保全のあり方を検討し、海岸保全区域の変更を含め適切に対応するため、第4章4.1 広域的 総合的な視点からの取組の推進」を図る中で、情報の収集等関係する行政機関との連携の問題として、取り組むことが必要であると考えています。</p> | <p>海岸の現状認識(侵食)</p>     |
| 9                             | <p>5段目の段落で「防災面では海岸保全施設の整備水準は未だ低く、津波、高潮、波浪等により依然として多くの被害が発生しており、加えて、施設の機能低下や老朽化も進んでいる。また、海岸に供給される土砂の減少や海岸部での土砂収支の不均衡等の様々な要因により海岸侵食が進行してきている」と記していますが、果してそうでしょうか。海岸防災を強調する脈絡の中で必ず繰り返されるこうした文言は、あたかも我が国の国土全体が海岸侵食によってやせ細り続けているかのようなフィクションを生み出しています。実際には、それどころか公有水面埋立法に基づく埋立という人為的な方法で国土を拡張し続けてきました。国土地理院の前身である陸軍省の陸地測量部が明治中期以降作成してきた日本地図に基づいて海岸線の出入り具合を比較検証してみれば明らかですが、海岸侵食による国土の喪失面積より埋立による拡張面積のほうがはるかに大きいのです。海岸侵食が全くないわけではないけれども、<b>海岸侵食だけを強調し、埋立によって海岸線が押し出されてきた明白な事実を隠蔽してしまう</b>のは、ためにする理屈にすぎません。さらに付言すれば、どれほど自然条件の厳しいところでも、長年の自然現象の繰り返しのなかで起こる海岸侵食は、埋立工事ほどに劇的な変化はもたらしません。人為的な要因を加えて海岸部や海底の構造、潮流などを変化させない限り、5年や10年のスパンで何ヘクタールも(時には何百ヘクタールも)増えたり減ったりはしないものです。埋立で海岸線がふくらむのはすべてよいことづくめで、侵食で削られるのは1.でも国家にとって不幸なことゆえ、何とかせねば.....ということ</p> |   |                        |
| 10                            | <p>米国のある環境保護団体の若い職員の人があるが、「自然が何千年もかけてつくった造形を、人間が数年で改変することは無理がある」とのことである。本当にそのとおりで、自然は生きており、自然の意志があるのだ。今まで人間がダムを作って、農作物の収穫量を増やそうとしても、ダムを作った結果、氾濫源が結局塩分濃度を濃くしてしまったりして、元の収穫量を保持できなくなった例が枚挙にいとまがない。この場合ダムとは関係ないが、<b>海岸をコンクリートの護岸にした</b>り、<b>養浜工事をすることの無意味さ</b>は多々あると思う。コンクリートを海岸線から数メートルのところにつくると海亀などは産卵ができないし、そのために必要な様々な海岸植生を破壊することになる。</p>   | <p>p.4 第1章2.2行目～2.4行目に「沿岸部の開発等に伴う自然海岸の減少や自然生態系への負荷の増大に加え、海岸の汚損や海浜への車の乗入れ等無秩序な行為や適正でない行為等により、美しく、豊かな海岸環境が損なわれている。」と海岸環境に関する現状認識を述べています。</p>  | <p>海岸の現状認識(環境)</p>     |
| 11                            | <p>自然の海岸は、生態学的に見ると、海でもなければ陸でもない極めて特殊なところです。常に海陸両方の影響を受けるために、海岸には海岸でしか見ることのできない海岸特有の生きものがたくさん生息しています。しかも、汀線に平行するように様々な生きものが帯状に分布します。というのも、海から陸に向かうと海の影響が薄まっていき、それに対応して、生息する生き物の種類が変化するためです。逆に汀線から海に向かって同様に次々違う生き物が現れます。このように、汀線をはさんで海と陸の両側に面的な広がりをもっているのが本来の海岸です。ところが、今の護岸された海岸はどうでしょう。厚いコンクリートの壁が海と陸を隔て、陸側にはどこからか運んできた土が入れてあり、ひどいときには舗装までしてある。海の方は多数のブロックが見ることしかできない。堤防が傾斜していても状況はほとんど変わりません。広がりのあるはずの海岸が単なる物理的な線になっています。海岸特有の生き物の生活の場はほぼ完全に消滅しています。<b>まさにこれは自然破壊</b>です。しかもほぼ完全に破壊されている海岸もあります。私達に、海岸の生き物の命をこれほどまで奪う権利はあるのでしょうか。このようなことを書くと、人間の命よりカニや草のほうが大事なのかと聞きたくないのではないのでしょうか。その答えは簡単です。人間の命も小さな生き物も大事です。</p>   | <p>本検討における基本姿勢は第2章2.1 基本理念において、「海岸の防護、環境、利用が調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するものとする。」という表現でご指摘の課題に取り組むこととしています。</p>  |                        |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 12 | <p>瀬戸内海、特に私の住む東播地方は潮のながれがきつく、昔から侵食作用が活発であった。しかし、それも瓦工場のあ<br/>る我が明石市などでは土と瓦の組み合わせで崖をつくり、そこには緑もあって、風情ある方法が編み出されていた。一<br/>見コンクリートで堤防を作り人が散歩やサイクリングをできるような人工海浜公園を作るのは、いいことだと思っている人<br/>も多い。が、<b>審美的見地から言うとそれも感心しない</b>。人工の海浜を訪れた画家はむなし白紙のままのスケッチブック<br/>を懐に帰路をたどり、詠うべき情景を何も見出せない詩人は、これまた失望しつつ、来た道をもどるのである。先日沖縄<br/>の本島西部中央の北谷付近を訪れたが、もともとあったマングローブの木をわざわざひっこぬいて人工海岸を作ってい<br/>る。半分もとのままの砂浜にコンクリートや石の歩道を作り、手前には公園らしきものがある、等間隔に棕櫚の木を植<br/>えている。それは元の自然の造形を全く破壊したものである。養浜の砂浜は波が洗うことがないので、すぐによどみ汚<br/>れる。あるいは砂がすぐもっていかれてしまう。だから再びどこからか、砂をはこばなければならない。離岸堤のごとき<br/>も、視界をさえぎり、感心できるものではない。そこまでして、わざと、養浜工事をしてすぐに海岸をよごすようなモラルの</p> |  |
|----|--|--|

| 第2章 海岸保全に関する基本理念 |  |   |                   |
|------------------|--|---|-------------------|
| 2.1 基本理念         |  |   |                   |
| 13               | 個別に見るとそれぞれに立派と言わざるをえないのですが、全体として考えたとき、防護・利用・環境の丸の大きさと、現実が合わないことについて、どう解釈していくのか説明があっても良いのではないのでしょうか。同様に、それぞれが <u>トレードオフの関係</u> にあることは、既に多くの人に知られているはずですが、 <u>どうバランスさせるのか説明があっても良いのではないかと思います。</u>   | p.5 第2章の中で、海岸の防護、環境、利用について「これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進する」ことを基本理念としています。また、「地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくり」を進めることで、各海岸においては地域の特性を活かしてバランスをとることになります。なお、検討会の説明資料で示したアウトカム指標の選定についての総括的な考え方、個別指標の算定方法については、 <u>参考資料として報告書に添付</u> します。 | 防護、環境、利用の優先順位について |
| 14               | 防護・利用・環境のそれぞれで、定量的に評価をするようですが、 <u>どれか一つで点数が取れていれば、他はダメでもよしにはならないよう</u> にしてください。  |   |                   |
| 15               | 大きな政策目標として、生命財産の保全、美しい海岸環境の大きく2つを掲げているが、 <u>実際事業を実施する場合、同一海岸区間において2つの目標を同時に実施できるような制度</u> にしていきたいと思います。理由：実際同時に実施することは困難である。(必ずどちらかが付随的になる。特に防護が主の場合、環境はなかなか実施できない。)   |   |                   |
| 16               | 知恵を出し合えば、 <u>人間の安全と自然の保護が両立</u> するような方法が見つかるはずですが、今のまま護岸工事をすればするほど、海岸の生きものが犠牲になります。そこをお願いします。とにかく今行っている工事はすべて凍結して下さい。そして、海岸の生きものに一切影響を与えないような、技術的もしくは制度的な方法を考案して下さい。新しい方法が考案されるまで工事を再開しないで下さい。中期的な展望であろうと長期的な展望であろうと、海岸は、海岸特有の生きものの生活の場であり、彼らから海岸を奪うと彼らは死滅する」ということを常に念頭に置いて海岸のあり方を議論して下さい。(「海岸保全」という言い方もおかしし、生物学的に見ると海岸は全く保全されていない、保全しようとしているのは陸地である。誤解のないように「海岸の人工化による陸域保全」と改名してほしい。) |   |                   |
| 17               | ところどころオマケのように「自然と共生した」、「自然環境の保全」というような言葉がでてきますが、やりたいことは主に「防災」のようで、やはり、 <u>海岸に何か建造物を作る」というのが目的</u> のように思われます。何かを作ることが「自然環境の保全」や「生物の生息のため」にはならないという発想に立てないものではないでしょうか。あるいは建造物を作るのは最低限にとどめるといった内容をもっと前面に出して戴くことを要望します。  |   |                   |
| 18               | <u>防災面が強すぎる</u> ように思う。アウトカムがより設定しやすいという事情もあるうが。  |   |                   |
| 19               | 海岸線を守ることも自然のままの海を大切にしてほしい。 <u>まずはじめに護岸ありでなく</u> 本当に必要か100年、200年のレベルで考えて欲しい。人工構造物を入れるときは取り除くことも考える。1度、破壊したものは簡単には戻らない。海から陸を見たとき、あまりに自然が少なく愕然としたことがあります。開発された姿が未来の子供達に普通だと思って  |   |                   |
| 20               | 実行面で、 <u>政策目標間のバランス</u> を十分考慮してほしい。  |   |                   |
| 21               | 防護、利用、環境保全の <u>3面バランス</u> を十分考慮してほしい。  |   |                   |
| 22               | 環境保護・復活を目指す立場に立って、神戸市の海岸は99%以上がコンクリートの岸壁ばかりで自然海岸はほとんど皆無です。戦後の50年間で自然の砂浜や干潟が消滅しました。21世紀は前世紀の反省から環境を見直す時代に入りました。人々は昔(自分が子供のとき)存在した自然海岸を懐かしく思います。コンクリートの岸壁ばかりでは憩いになりません。 <u>もっと自然環境保護・復活を目指す立場に立って</u> 下さいますようお願いいたします。   |   |                   |
| 23               | <u>環境問題と海岸防災の共生</u> についての具体的な説明がありません。特に、津波防災に津波防波堤を今後も続けるのか、中止するのか、 <u>津波防波堤と湾内環境問題をどのように把握</u> しているのか、それに対してどのような対策を行うのかについての説明がありません。   | p.5 第2章「2.1 基本理念」の中で記述しているように、「これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進する」こととしています。具体的には、個別事業で対応することになります  | 防護、環境、利用の優先順位について |

|                             |  |  |                          |
|-----------------------------|--|--|--------------------------|
| 24                          | <p>私の論点はただひたすら環境保全ということにあります。「中期的な展望」というのは、工事年限を念頭において、提案されたものであると想像します。環境保全とは、時間的にいうなら、永遠」を目指したものであり、工事区間の区切りが環境保全を云々するのはおかしいでしょう。ひとつの自然修復のプロジェクトのいくつかある段階の期間を指す場合なら理解できます。さらに、ある「中期的」展望の次に、どういった長期的展望がくるのかも、この報告書からは不明です。私の願うところは国土交通省がどのような、恒久的な環境保全にたいする理念を有するものでありましようか。<b>「防災」と自然保護」の立場から事業をすすめておられるようだが、そうであろうか。</b>気象庁のデータを見ても、1990年くらいから高潮による被害は激減している。それほど防災を主眼とした構造物がゆきわたったということであろう。<b>ゆえにもうこれ以上の海岸線における防災は、不必要であると思われる。</b>又構造物を沿岸に形成するよりも、人々を災害時あるいは平常時にいかに海岸から遠ざけるかを、まず考えなくてはいいけないのではないかと。又地震に関しては、阪神大震災の例に見るように、いつ、どれくらいの応力がどう方向で働くか、ということは全く予測のできないものであり、結果甚大な被害をこうむったのは、神戸ポートアイランドのような人工の埋立地と、建築基準に準拠していない手抜きで建売住宅であった。地震というものに対処しようとしても、その可能性を前提としてしか議論できないものであり、可能性の上での地震対策のための防災設備というものは、考えにくいであろう。防災であれ、自然保護であれ、人工的な構造物を海岸に作ることは、大地そのものに、いらぬ応力をかける。応力をかけたら、同時に反発応力が働き、その土地の自然の力に抵抗してしまう。地殻は生きているのだから、常に大地のダイナミズムが運動しているはずだ。湿気も空気もおさないコンク</p> | <p>p.4 第1章「海岸の現状と課題」の中にあるように、「防災面では海岸保全施設の整備水準がまだ低く、依然として多くの被害が発生している」と認識しています。環境保全への配慮は、p.16 第3章3.2(5)中で、政策目標として取り扱っています。海岸の防護、環境、利用について「これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進する」ことを基本理念としています。埋立については、整理番号8のように考えています。</p> | <p>防護、環境、利用の優先順位について</p> |
| <b>2.2 海岸の保全に関する国と地方の役割</b> |  |  |                          |
| 25                          | <p>p.5の国と地方の役割において、重要な海岸の国の直接管理をぜひ推進すべきである。河川による国土保全のように、<b>国が直接適切に管理すべき海岸の範囲を拡大</b>すべきである。理由 現在国が整備する海岸において完成後は海岸管理者は地方となり、事業推進、管理の移管等複雑である。</p>  | <p>検討会での議論を踏まえ、3.2 政策目標の設定にあたり国と地方との役割分担について、性格により3段階に分類することとしました。なお、海岸法改正時に地方分権の動きも踏まえ、国と地方の役割分担は明確にされています。</p>   | <p>国と地方の役割について</p>       |
| 26                          | <p>海岸の保全に対する国と地方の役割については、基本理念の中で「海岸の保全は、国と地方が相互に協力して行うものとする。その際海岸保全施設の整備については、国が最終的な責務を負いつつ国または地方公共団体が主体的かつ適切に進めていくもの……」と述べられている。内容は正しいと思いますが、次の点はもっと明確に示すべきではないでしょうか。</p> <p>すなわち、侵食対策に代表される海岸保全や津波・高潮から国民の財産・生命を守る海岸防災は、国が直接的、総合的に責任をもって進めるべき事項であるはずで、特に、防災面での整備は、いつ津波や高潮が生じるかわからないため、対応が急がれます。したがって、海岸を広域的にながめて海岸保全を進めるとともに、広域防災の事業を<b>国が主体的積極的に進めるトーンをもっと強く打ち出して欲しい</b>と考えます。(イギリスやオランダ、ベネチアも国策として広</p>  | <p>(例)主務大臣による管理 海岸法第37条の2 国土保全上極めて重要であり、かつ、地理的条件及び社会的状況により都道府県知事が管理することが著しく困難又は不適当な海岸で政令で指定したものに係る海岸保全区域の管理は…主務大臣が行うものとする。)</p>  | <p>国と地方の役割について</p>       |
| 27                          | <p>p.5 2.2 海岸の保全に関する国と地方の役割について、「地方公共団体が管理することが著しく困難又は不適当なものについては、国が直接適切に管理する」2000年4月、地方分権一括法が施行された。この法律を十分に尊重した上で、「地方公共団体が管理することが著しく困難又は不適当なもの」の判定基準を明文化し、「国が直接管理する範囲」を法律で定めなければならない。通達で法を凌駕するようなことがあってはならないし、<b>「地方分権」のかけ声の下で「中央集権」を画策してはいけない。</b></p>   | <p>検討会での議論を踏まえ、3.2 政策目標の設定にあたり国と地方との役割分担について、性格により3段階に分類することとしました。なお、海岸法改正時に地方分権の動きも踏まえ、国と地方の役割分担は明確にされています。</p>   | <p>国と地方の役割について</p>       |
| 28                          | <p>「2.2 海岸の保全に関する国と地方の役割」(p.5)について、2段落めで国と地方の管理区分に言及している部分、地方については「地域住民やNPO等多様な主体との連携」など管理手法、方法論を述べているが、国の管理については、「国が直接適切に管理する。」と断定的でかつ管理手法に関するコメントがなく、<b>国が直接管理する正当な理由がない</b>。また、対象とする海岸が抽象的表現でわかりにくい。3段落めで、「新・生物多様性国家戦略」、「地球環境の視点や広域的な視点から保全が必要とされる海岸」は、内容についての説明が必要。</p>  | <p>検討会での議論を踏まえ、p.7 p.22 p.23 第3章「海岸の保全に関する政策目標」の中で、国と地方との役割について「国と地方が一体となって取り組むもの」等を具体的に分類しています。</p>   | <p>国と地方の役割について</p>       |
| 29                          | <p>p.5 第2章「海岸保全に関する基本理念」/2.2 海岸の保全に関する国と地方の役割」3段落目の段落で「地球環境の視点や広域的な視点から保全が必要とされる海岸については……」という表現がありますが、「保全が必要とされる海岸」と「保全が必要とされない海岸」とがあるのですか。とするなら、「保全が必要とされない海岸」というのは海岸保全の必要を認めない海岸ということになるのでしょうか。</p> <p>「地球環境の視点や広域的な視点から」という修飾語は、「保全が必要とされる」にかかるのか、それとも「環境担当部局等関係機関と連携しつつ、国及び地方公共団体が協力して、その環境の保全を図っていく」の全体にかかるのかもわかりにくい。おそらく希少生物が生育したり、独特の生態系が見られるという理由から、より重点的に保全していく必要がある、というような意味なのだろうと推測しますが、基本的に地球環境の視点からすれば日本に限らず海岸は海岸なのであり、それ以上でも以下でもありません。人間の、あるいは<b>特定の国家の身勝手な評価で海岸を選別</b>するのはいい</p>  | <p>また、p.16(5) 基本方針に述べているように、海岸全てに対して海岸環境を考慮することを基本としています。</p>  | <p>国と地方の役割について</p>       |

|    |  |   |                |
|----|--|---|----------------|
|    | 第3章 海岸の保全に関する政策目標<br>3.1 政策目標の体系   |   |                |
| 30 | 政策目標において動詞に「受け身を使う表現方法には問題がある」と感じます。意志が読み取れません。たとえば、「被害が軽減される」は「被害を軽減する」とか「被害の軽減に努める」に変える方がよいのでは。「アウトカム」であれば、受け身表現でよいのでしょうか。結局、「目標」と「アウトカム」は同義語ではないと思います。  | p.6 第3章3.1(1)の中で記述されているように、政策目標は国民にどのような成果がもたらされるか、国民にどのようなサービスが提供されるかについて、具体的に明示することとしており、サービスの受け手である国民を主語として整理してい | アウトカム指標の設定について |
| 31 | p.7 「(2)アウトカム指標と目標値」の冒頭「政策目標を実現していくにあたっては、達成目標を計測する指標(アウトカム指標)を設定するとともに、国民に提供されるサービス水準として、定量的な目標を明示する」とあります。一見、客観的かつ具体的な目標であるかのように見えますが、その実、きわめて「恣意的な目標設定」にもなりかねません。質を厳格に問わず、量だけを見て、進捗度合いを評価する愚。海岸保全の事業をすべて「公共工事」に置き換えて、その受注に情熱を燃やす向きには分かり易い目標値かもしれません。防災のみならず海岸利用や環境への配慮を加味した「新しい海岸保全の進め方」を真摯に考えるのなら、従来型の土木工事で使用する単位に収束されるような定量的目標値より、定性的な指標をできるだけ多様に設定すべきでしょう。欄外で「中期目標は、関係機関との調整の後、具体の値を記載するもの」としていますが、これが曲者です。海岸行政にかかわる当局の「裁量がまったくブラックボックス」のままなので、海岸工事をくりかえし発注する玉手箱のような役割を果し続けることでしょう。こうした逃げ腰ともとれる表現は削除し、関係機関との調整の過程をどのように情報開示するかを示す必要があります。説明責任のない「具体の値」は、かえってやっかいなことになります。したがって、p.8、9に掲載された「図-1-1政策目標の体系(その1)」「図-1-2政策目標の体系(その2)」も再検討すべきであり、少なくとも目標値の枠、および中期的な具体的方策の枠内に示さ | わかりやすく示すための方法の一つとして定量的な指標で示すこととしています。具体的な数値の設定は、本検討会では扱わないこととしていますが、設定をする段階においても説明責任、透明性を確保することとしています。              | アウトカム指標の設定について |
| 32 | p.7において、5年程度の短い期間で達成が図られるサービス水準を明示しにくい現状がある。今後、5年程度の中期目標を明示すること、「その施設が完成する時期のギャップが大きく、アウトカム指標は長期的な政策目標を視野に入れたほうがよいのではないか。」   | 長期的な政策目標は、政策目標の大項目、中項目で抽象的に表現しています。具体的な数値目標については、国の関与の度合いを、政策目標については、目標とする姿を示すこととし、政策目標については、示さないこととしました。           | アウトカム指標の設定について |
| 33 | p.6表-1の政策目標(大項目)の「政策目標Ⅰの中に「海岸侵食」を挙げるべきだと思います。」   | p.6第3章3.1(1)の中で「海岸侵食によっても被害が発生するため、政策目標に追記しま  | アウトカム指標の設定について |
|    | 3.2 各政策目標  |   |                |
|    | (1)津波、高潮、波浪に対する防護のために必要な施設により、生命・財産についての所要の安全性が確保される。  |   |                |
| 34 | p.8「(1)津波、高潮、波浪に対する防護のために必要な施設により、生命・財産についての所要の安全性が確保される。/基本方針」の冒頭に「現在、防護が必要な海岸のうち、既往の潮位等を考慮して決定した必要な施設の天端高等(以下、「所要の安全水準」という。)を確保した海岸保全施設の整備は未だ十分ではなく、高潮、波浪等による被害は依然として多い」とありますが、海岸保全施設の天端高を「所要の水準」以上に確保すれば、高潮、波浪等による被害が防げるといってもありません。<br>もとより海岸部は高潮や波浪等による影響を受けるところであり、一定の海岸保全施設の整備は必要ですが、長期的な展望に立った「海岸部における都市計画も不可欠」です。そのためには「所要の安全基準」に達していない海岸部の住民の間で合意形成を図りつつ、より安全な土地への住み替えをめざしたり、「市街化調整区域」に編入することで開発行為に歯止めをかけるなどの施策が伴わなければなりません。  | 検討会での議論を踏まえ、p.27第4章4.3(1)の中で記述されているように、土地利用の調整や保険制度等を含めたソフト面についても、総合的な対策の調査研究、技術開発を進めることとしています。                     | 土地利用、保険制度について  |
| 35 | p.6政策目標(小項目)について、海岸は原則として、「市街化区域の指定」をはずす。危険性の高い居住地や工場地域(海拔が低い地域)を指定し、内陸部の遊休地(人口減少により増加傾向にある)に補償の上、移転させるよう法の整備を行う。大蔵海岸やアジュール舞子のように存在自体が危険な、また、一部しか使用されていない埋立地は撤去する。そのうち、残余の地域についてのみ津波、高潮に対しての必要十分な防護策を講じる。  |   |                |
|    | (2)必要な情報が公開・伝達されており、住民は被災を軽減するための適切な行動をとることができる。   |   |                |
| 36 | P10.(1)必要な情報が・・・の部分で対象が「住民」となっておりますが、「住民・海岸利用者」にしていただきたい。  | 第3章の関連する記述(p.6 p.10 p.11、p.22)を「住民・海岸利用者」に修正します。  | 表現ぶり           |

|    |  |  |                |
|----|--|--|----------------|
|    | (3)侵食に対する防護が行われ、貴重な国土が保全される。   |  |                |
| 37 | 政策目標の政策小目標3「侵食に対する防護が行われ、貴重な国土が保全される」について、<br>「海岸侵食による災害も発生しており、…現状の汀線を防護することを基本的な目標とする」と記されている。しかし、<br>「中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方に関する枠組みや方向性について」を検討するということであれば、<br>「現状の汀線を防護すること」のみでは、従来のものと何ら変わらない <b>対処療法に過ぎず</b> 、なんら新しい海岸保全の進め方に関する枠組みや方向性」を打ち出してはいと考える。そもそも、どうして <b>海岸侵食が生じるのかその根本原因を認識し、その原因を取り除く</b> 「枠組み」や「方向性」を議論しなければ、 <b>新しい海岸保全の進め方</b> など議論できないので   | 海岸侵食の現状認識は整理番号8のように認識しています。<br>対応としては、侵食が進んでいる地域だけでなく、砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応を適切に行う」としています。また、今後の対応については p.25 第4章4.1(2)総合的な土砂管理対策の推進等 p.27 第4章4.3(1)の中で記述されているように、広域的な海岸の侵食に関する調査研究を進めることとしています。 | 海岸の現状認識(侵食)    |
| 38 | p.6 政策目標(小項目)について、そもそも海岸線は陸と海とが数百年をかけて調和してできた接線であって、徐々に減少しつつあるように見えても、台風のとで砂浜が大きく前進することもあり、短期の観測で浸食と判断してはならない。いずれにしろ、海岸の収支は等深線図を経年的に重ね合わせれば解ることで、もし、海岸線の後退が見られたら、その原因の除去をまず行うべきである。須磨海岸では漂砂が優勢な東流で運ばれているのに、埋立地が沿岸流を分断したため、東側では養浜を計画し、西側では浚渫を余儀なくされている。無用の長物である埋立地を撤去し、浚渫をやめれば面的防御は自然に完成する。侵食の原因は砂防ダム」という説も、ダムの多くが満杯で砂を放出している現状では説明がつかない。下流に守るべき対象のない所にまでダム建設が行われており、調査し無用なものは撤去すべきだ。海砂の採取、沿岸流の阻害、砂防ダムと、 <b>海岸浸食の多くは人(行政)が引き起こしたものである</b> 。人の手が加わる以前の状態に戻してやると、自然海岸の多くは豊かな砂浜を取り戻すであろう。埋立や養浜による人工の海岸線が後退するのは浸食ではなく、自然の摂理による「あともどり」であって、浸食海岸という言葉は自然海岸にのみ使われるべきである。養浜は二重の自然破壊であり、常に管理と維持が必要となるから廃止すべきである。中期計画のアウトカム |  | 海岸の現状認識(侵食)    |
| 39 | p.12「侵食に対する防護が行われ、貴重な国土が保全される。/基本方針」の「侵食が進行している海岸」にあっては、消波工、離岸堤等により現状の汀線を保全することを基本的な目標とする。さらに、必要な場合には、養浜、離岸堤等により、汀線の回復を図ることを目標とする」としていますが、本当に「侵食が進行している海岸」であるかどうか、厳密に検証する必要があります。例えば、かつては「山林・農地」の用途地域であった海岸部が市街化区域に編入され、宅地化されれば、その海岸は確実に狭くなったように感じられますし、高潮や波浪等の被害を受ける可能性も高まります。しかし、それは海岸侵食によるものではありません。前述のとおり、 <b>都市政策の不在ないし貧困</b> によってもたらされた「ゆがみ」ともいべきものです。したがって、これをただすには消波工、離岸堤等の築造よりも、長期的な展望に立った  | 都市政策との連携については、p.24 第4章4.1(1)の中で記述されているように、関係機関との連携の下、一体的・計画的な施設整備を推進することとしています。<br>土地利用の調整や保険制度等を含めたソフト面については、整理番号34のように考えています。  | 土地利用、保険制度について  |
| 40 | 侵食に対する防護が行われ、貴重な国土が保全される。<br>「海はつながっている」ということを念頭にお願いいたします。沿岸漂砂により、砂は予想できない移動をするものです。堆積箇所から、侵食箇所に砂を補給したとしても、また、自然の力で元に戻ってしまうこともあります。 <b>無駄な土砂の管理</b> にならないことを、期待します。<br>また、侵食されることが、やむをえないという場所もあるかと思えます。そんな場所に、無理に潜堤や人工リーフをつくると、どうなってしまうのか、十分に考えていただきたいと思います。  | (p.12 第3章3.2(3)の中で記述)「土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応を適切に行う」としています。   | 総合的な土砂管理対策の推進等 |
| 41 | 計画には、政策目標に掲げられている「豊かで美しい海岸環境の保全・回復、住民の日常生活に潤いを感じさせる、の実現のため種々の基本的方策がうたわれております。この基本的方策について提言があります。報告の中に飛砂防止や海岸施設の維持管理に関することからも言及すべきなのではないかと感じます。海岸侵食防止(養浜)と <b>飛砂防止</b> は、同時に解決すべき問題です。私たちも地域住民として、海岸管理者といっしょに考えていきたいと思っております。快適な生活空間を確保するため、砂浜の飛砂防止にも着目した報告の立案を配慮願います。  | p.25 第4章4.1(2)に <b>保安林事業等と連携した飛砂対策の記述を追加</b> します。  | 飛砂対策について       |
| 42 | p.12 あたりの文章に <b>養浜</b> が一言も触れてないのは困ります。養浜を積極的に組み合わせていかなければならない箇所が数多くあるはずですが、   | <b>記述を追加</b> します。  | 表現ぶり           |
| 43 | p.12の方策において、「潜堤、人工リープ等の設置による…」とありますが、p.13の写真は離岸堤なので、本文中にも「 <b>離岸堤</b> 」を明記してください   | 第3章の関連する <b>記述(p.12 p.13 p.22)</b> を修正し、「 <b>離岸堤</b> 」を明記します。  | 表現ぶり           |
| 44 | これまでの海岸防護施設整備は単に防波堤か、その防波堤にブロックを張り付けての消波方式であるが、このことがかえって砂浜を消滅させ侵食を促進させていると思われる。従って、 <b>最大の効果は離岸堤整備</b> によって、一定幅の砂浜が安定的に確保されることにあります。この工法が海岸が持っている豊かで美しい環境が保全されることになり。又離岸堤方式は、海生動植物の生育保護に充分配慮されることになり。  |  |                |
|    | (4)大規模な地震にも耐えて機能を保持する施設により、生命・財産について所要の安全性が確保される。  |  |                |
| 45 | p.14「(4)大規模な地震にも耐えて機能を保持する施設により、生命・財産について所要の安全性が確保される/基本方針」において、「潮位に比して背後地の地盤高が低いゼロメートル地帯等の地域」については、 <b>長期的な都市計画</b> が不可欠です。海岸保全施設の機能強化だけで所要の安全性が確保されるとはとうてい思えません。   | 整理番号39と同じに考えています。  | 土地利用、保険制度について  |

|    |   |   |                 |
|----|---|---|-----------------|
|    | (5)海岸が持つべき豊かで美しい環境が保全・回復される。  |   |                 |
| 46 | 海岸が持つべき豊かで美しい環境が保全・回復されるについて、地球はひとつの生命体である』という考え方がありません。そんな発想で考えてみると、優れた景観、学術上貴重な生物の生息生育空間等美しい環境を有する海岸を保全・回復するというのは、少し間違っているのでは、と思います。地球は生きていますと考えた時、越波や海岸侵食によって美しい環境を有する海岸が失われることは、ごく当たり前のことであり、それを、 <b>人間の手で食い止めようとする</b> ことは、 <b>逆に自然を壊すことになる</b> のではないのでしょうか。   | p.16 第3章3.2(5)中に記述されているように、海岸の環境容量は有限であることから、その保全・回復を図るため、総合的な保全対策が必要と考えています。具体的な方策については、p.7 第3章3.2の中で、「目標値は地域特性による」とあるように、それぞれの地域特性にあった方策が検討されることとなります。  | 海岸の現状認識(環境)     |
| 47 | p.16「(5)海岸が持つべき豊かで美しい環境が保全・回復される」について、「これら海岸の環境容量は有限であることから、海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避すべき」としていますが、その最たるものが人工的に設けられる工作物、とりわけ <b>埋立は回復しがたいダメージを周辺環境に与えるという意味で、厳に抑制されなければなりません</b> 。瀬戸内法でも、埋立は厳に抑制されるべきと謳われながら、次々と大小の埋立が行われてきました。新しい海岸保全の進め方」では、 <b>ぜひともこの精神を貫いていただきたい</b> と思います。   | 埋立については、整理番号8のように考えています。  | 海岸の現状認識(環境)     |
| 48 | 政策目標の政策小項目「海岸が持つべき豊かで美しい環境が保全・回復される」について、「海岸は陸域と海域が相接する空間であり、砂浜、岩礁、干潟等生物にとって多様な生息生育環境を提供しており、そこには、特有の環境に依存した固有の生物も多く存在している」と記されている。それにも関わらず、アウトカム指標と目標値で検討されている <b>環境類型は砂浜のみ</b> である。これは明らかな手落ちあるいは怠慢であるとする。干潟や岩礁は言うに及ばず、日本の海岸には多様な環境が存在することは明らかである。そして、このような多様な環境は、生態学者や自然地理学者などの助言を仰げば、類型化できると考える。したがって、まず適切な海岸環境の類型化を行うことが必要であるとする。そして、それぞれの類型を「アウトカム指標」とし、具体的な「目標値」を定めるべきである。 | 第2,3回検討会において環境分野のアウトカム指標について議論され、海岸における生態系については、当面は、場としての砂浜の延長、面積を扱うこととしました。<br>なお、直接的な生態系のアウトカム指標については、(p.27 第4章4.3(1)の中で記述)「多種多様な海岸環境・・・手法の確立に向けて調査研究を進め、必要に応じて、アウトカム指標の改良等に反映していく」とこととしています。   | アウトカム指標の設定について  |
| 49 | 「(5)海岸が持つべき豊かで美しい環境が保全・回復される。」(p.16)について、「基本方針」中「環境容量は有限・・・」とあるが、「環境容量」という造語は一般的でなく、わかりやすい言葉で説明すべき。「アウトカム指標と目標値」中、「優れた自然環境の数」保護・回復された貴重な生息生育空間を有する地区数」としての判断基準は、工事の完了ではなく、当初の事業目的とした <b>景観が復元されたか、貴重動植物が帰ってきたかどうかを基準</b> として取り入れるべき。  |   |                 |
| 50 | 【p.16~21共通】政策目標に対するアウトカム指標は、単に整備延長や整備地区で表現されるものではなく、その整備水準に対する国民の満足度によって評価すべきである。アウトカム指標=中期目標値とするのであれば、海岸へ訪れる来訪者数(海水浴客数、釣り人口)など、 <b>具体的にわかりやすい指標の工夫が必要</b> である。   |   |                 |
| 51 | p.16「(5)海岸が持つべき豊かで美しい環境が保全・回復される」において、「アウトカム指標と目標値」で「一方、生物の生息生育環境に関して、保護・回復された貴重な生息域」という表現をしています。保護・回復された貴重な生息域」という表現は、希少性のある種に限って保護の対象にしていくことをうかがわせるものであり、適切ではありません。元来、なぎさや自然海浜の植生を構成している <b>すべての生物が保護の対象にならなければならない</b> と思います。  | 今回示したアウトカム目標は、諸々の制約条件の中で、アウトカム指標として提示できるものを選択しているという条件付きのものであることをパブリックコメントの資料に示しています。このような性格を持つものであることを検討会の説明資料で示したアウトカム指標の選定についての総合的な考え方、個別指標の算定方法について、 <b>参考資料として添付</b> します。<br>海岸に生息する生態系への対応については、p.27 第4章4.3(1)の中で記述されているように、「多種多様な海岸環境及び越波や海岸侵食が周辺の生物環境に与えている影響を的確に評価する手法の確立に向けて調査研究を進める」 | アウトカム指標の設定について  |
| 52 | p.6 政策目標(小項目)について、まず、不要な人工構築物(埋立地、突堤、離岸堤など)を撤去し、必要な離岸堤も可能なものは潜堤に変更する。海浜植物の群落が観察されるような浜辺や渡り鳥の飛来する干潟、日本の食文化を支える海域、貴重な生物の生息する区域を指定し、現状維持を守り、人の立入を一定期間制限する。これだけで、自然の治癒能力が環境を大幅に修復する。海岸保全設備の整備は、たとえ、自然回復の名目であっても、近辺住民や自然保護観察員、自然保護運動グループなどの同意なしに行ってはならない。  | 生物の生息生育環境と調和した海岸づくり」についての考え方をp.25 第4章4.2(1)の中で示しています。   | 具体の海岸環境保全手法について |

|    |   |   |                      |
|----|---|---|----------------------|
|    | (6)海辺に親しめる環境が充実し、住民の日常生活に潤いを感じられる。  |   |                      |
| 53 | 今までの海岸は「安全に」という大義名分のもとにものすごい高さの護岸に海へのアプローチが妨げられているところが余りにも多いことも周知の通りです。もう少し沖で、高潮や高波の対策を取ることが出来ないのでしょうか。海と人との間にある堤防のあり方についてもっと議論を深めていただければと思います。また、どれくらいの海岸が昔のままで残されているかなどについてを公表するなど <b>事実を認識する働きかけも必要</b> でしょう。都道府県単位に見ればなおわかりやすいと思います。  | アプローチが妨げられていることについては、p.18 第3章3.2(6)基本方針の中で記述されているように、「海辺へのアクセスが分断されることのないよう施設の構造への配慮を行う」としてしています。情報提供については、p.27 第4章4.3(2)中第3章の関連する記述(p.18 & p.19 p.23)において、住民の日常生活に潤いを感じられる海岸をアウトカム指標として反映しました。 | 新たな海岸保全対策技術について      |
| 54 | 防災を主目的に設置されるものであっても、日常生活に潤いをもたせさせてくれるような <b>複合的な目的</b> を持った海岸整備を進めていくことが必要と思われる。  |   | 地方参画したアウトカム目標の設定について |
| 55 | 市民に親しまれる海岸 海岸は昔より多くの市民が仕事に、遊びに、憩いに利用した。昨今の海岸線は高度経済成長に伴い、工業団地や海運の港湾、水産漁港など、市民とかけ離れた利用を第一優先にされていた。自然海岸や市民の居住地に近い海岸は残り少なくなり、その利用も自由に利用できない状況の方が多い。これらを鑑み、今後は <b>市民に親しまれる海岸と利用しやすい海岸</b> を第一として保全整備をされんことを期待する。   |   | 地方参画したアウトカム目標の設定について |
| 56 | 自然海岸にまで「バリアフリー」化はよくない：町中や住宅で障害者や老人が生活しやすいように階段の手すりや段差の少ない道路に「バリアフリー」化で改造する目的は理解できますが、自然海岸をコンクリートで固めるような「バリアフリー」化を進めると自然海岸が無くなってしまいます。そのような環境を障害者や老人が望むでしょうか。例えば自然海岸に直接入れない人でも遠くから見ただけで心が安らぎます。 <b>自然海岸は出来ればそのまま残すべき</b> です。何でも安易に流行の「バリアフリー」化を目指すのは良くないと考えます。   | どこでもバリアフリー化を図るという意味ではなく、海岸に防護施設を作る必要がある際に、必要に応じて「バリアフリー」を考慮することを示しているものです。  | 地方参画したアウトカム目標の設定について |
| 57 | p.19 政策目標「海辺に親しめる環境が充実し、住民の日常生活に潤いを感じられる。」の記載内容に高齢者や障害者等が日常生活の中で海辺に近づき、身近に自然と触れ合えるようにするためのバリアフリー化がアウトカム指標で謳われている。現状と課題(4ページ)では、少子・高齢化の進行をあげ、今後の海岸保全の方策が必要であるとしている。アウトカム指標に高齢者、障害者と並び子どもの視点も必要であるため、 <b>「子ども」を明記</b> する必要があると考える。  | <b>関連する記述箇所に「子ども」を追加</b> します。   | 表現ぶり                 |
| 58 | p.6 政策目標(小項目) について、海へのアクセスは海岸地帯にある工場の内陸部への移転によって向上する。しかし、アクセスの向上やバリアフリー化によって車の乗り入れが可能になると、かえって子供や老人から海を遠ざけてしまうことになるのが実情である。現在の国状でC.C.Z.計画の焼き直しである「多様な海岸利用を楽しむ場」を税金で作ることにどれほどの意義があるだろうか、それよりも、 <b>地震対策やエネルギー対策にこそ税金を重点的に使うべき</b> で   | p.28 第4章4.4の中で、個別事業の実施にあたって、事業評価を実施することとしています。  | 海岸以外の施策の提案           |
|    | (7)レジャー・スポーツ、自然体験等、多様な海岸利用を楽しむ場が充実する。   |   |                      |
|    | 政策目標の体系<br>第4章 政策目標の達成に向けた主要な留意事項<br>4.1 広域的・総合的な視点からの取組の推進   |   |                      |
|    | (1)ハード・ソフト一体となった総合的な防災体制の確立   |   |                      |
| 59 | 海岸保全施設整備をやるのが前提のように受け止められますが、 <b>施設整備ではない方法</b> というのも、選択肢にあってよいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。  | 政策目標のなかでは、p.10 第3章3.2(2)にて、ソフト面の対策も併せて講じる必要があることとしています。また、p.24 第4章4.1(1)「ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策の確立」のような取り組みを推進していくこととしています。  | 施設整備によらない手法への取り組み    |
| 60 | 想定 地震津波によるシミュレーション結果からハード面の津波対策を実施したとしても、津波の沿岸域における挙動は、津波ごと異なると言って過言ではありません。これを覆す津波の襲来を否定出来ません。このことから、津波対策などについては、ソフト面が重視されるところです。ハード面の津波対策を協調すると、想定 地震津波では、避難しなくても大丈夫だと先の先入観を植え付け、地域住民にとって危険となります。結果的にソフト面を鈍らせることが予想されます。従って、 <b>津波対策をソフト面</b> のみとし、「地震を感じたら即避難」とし、ハード面は高潮対策施設で兼用させる方  |   |                      |
| 61 | 干拓堤防の老朽化、台風、高潮、地震について、これらについては、有明海・八代海の堤防は極めて脆弱性が低く、沿岸住民は1年に1回は上陸する台風時の高潮に毎年脅かされる生活を余儀なくされている。対策をたてなければならぬがどこの誰がするのか地域の住民には分からない。地方公共団体がするのであることは感じているが、それについてもはっきりとした整備水準が示されていないため、どのあたりまで改修 改変するのか分からない状況にある。アウトカム指標と目標値を立てるためにも <b>整備水準の確立が必要</b> である。海岸保全施設の整備については、国が最終的に義務を負いつつ国又は地方公共団体が進めていくものとあるが、国の責任範囲を明確にしないと地方公共団体はそっぽを向くおそれがある。それは、現在の地方公共団体は長期的な投資には予算をつけず災害が起こらないと行動を起こさ |   |                      |

|                           |   |   |                        |
|---------------------------|---|---|------------------------|
| 62                        | <p>我が国の自然海岸はわずか5割程度と言われており、事実、沿岸各地のコンクリート漬けの現状は目を覆うばかりです。このまま次世代に継承してはいけません。開発による自然破壊が災害を招き、その防災のために更なる開発を必要とする、という悪循環に陥っているのではないのでしょうか。まずは(1)これ以上の自然海岸の破壊(埋立・干拓・護岸など)を原則禁止とすること(2)代替防災策の進行に合わせて破壊された海岸を復元すること、の二大原則を是非とも早急に確立すべきだと思います。ところが報告書を拝読すると、一方では自然環境保全の観点が入り込まれてはいるものの、他方では今後とも更に「防災」の名の下に海岸保全施設を整備していこうという姿勢は不変のようです。これでは環境保全の実効性が疑問です。いわば政策目標の防護と環境が並列されているだけであることが最大の問題点だと思います。<b>両者の整合性やバランスをいかにして保つかこそが委員会ではより深く検討されるべきことだと思います。その問題を具体的に考えていく場合、まずは従来からの防災上の基準(所要の水準の安全性)を見直すことから始めるべきだと思います。</b>その水準をクリアしている地域・人口をはじき出しているようですので、何か具体的な基準が存在するのだと想像されますが、その基準と各地域への適用例などの資料もお示しねがえれば、地域の実状に応じたもっと柔軟な</p> | <p>所要の安全」の定義について、<b>具体的に追記</b>します。</p>                                    | <p>所要の水準の安全性について</p>   |
| (2)総合的な土砂管理対策の推進等         |   |   |                        |
| 63                        | <p>総合的な土砂管理対策の推進等」についてであります。新たな離岸堤が設置されると、その近辺のトンボ口が減少するよう箇所が見受けられます。これは、土砂供給の減少も原因のひとつと言われております。現在、実験が行われているように聞いておりますが、<b>早急にシステムを構築</b>していただき、海岸事業の効果をさらに増大させていただきたい</p>   | <p>(p.25 第4章4.1(2)の中で記述)「海岸への適切な土砂の供給が図られるよう総合的な土砂管理対策と連携した取組を進める」として</p> | <p>総合的な土砂対策の推進について</p> |
| 64                        | <p>河川の上流から海岸までを考えたトータル管理の必要性について、侵食海岸対策の一手法として流入河川からの土砂の供給がなくなったことが、大きな原因と考えられる。土砂の供給は河川上流部にダムや堰が設けられたことが最大の原因であり、何らかの方法で供給の再開をはかるべきである。ダム不要論もある昨今であるが、ダムを取り除くことはもっと難しい。海岸線に土砂を供給するためにも既存のダムの延命化を計ることと合わせ、ダムに堆積している土砂を取り除き海岸まで運び、海岸保全のための土砂供給の建設資材とすべきである。海岸保全とダムの延命化までをLCA手法により、ライフサイクル・コストを算出し<b>トータル管理</b>を考慮し、真に市民のためになる行政指導が望まれる。海岸保全のため土砂を供給する場合、さけて通れないのが、海岸線地先の漁民である。上流より土砂を供給することは、大きな意味では漁場の再生に繋がるはずであるので、漁民との心を開いた対話により、海岸保全と漁場再生を訴えるべきで</p>   | <p>います。</p>   |                        |
| 65                        | <p>海岸侵食は、多くの開発事業や治山・治水・海岸・港湾・漁港事業等の様々な事業の集積した結果が、最終的に海岸に現れる現象です。これらの様々な原因に大小をつけることは非常に難しいかもしれませんが、海岸侵食の原因を海岸だけが背負うのではなく、<b>流域全体の関係者</b>の直接的又は間接的な責務として、その連携手法を明確化すること</p>   |   |                        |
| 66                        | <p>海岸侵食に関連し、区域の連続する又は近接する<b>海岸管理者相互に連携</b>し、サンドバイパス、サンドリサイクル等の土砂の融通を図ることにご留意くださるようお願いいたします。</p>   |   |                        |
| 67                        | <p>河口部では土砂が堆積し、海岸部では侵食している箇所が多く見られます。河川係海岸係と言わずに<b>一体的</b>にお考えいただき対策をお願い致します。</p>   |   |                        |
| (3)海岸及びその周辺で行われる様々な施策との連携 |   |   |                        |
| 68                        | <p><b>飛砂対策</b>について、海岸侵食対策事業の進捗により砂浜が回復しつつあり、海岸災害に対する安全度が高まっていることに対して、感謝を申し上げます。しかし、砂浜の面積が増大するに伴った2次的な問題として、飛砂対策の問題が挙げられます。主に冬期風浪により発生すると考えられる飛砂は、海岸部に隣接する道路に堆積し、また付近の住宅を初めとする建築物へも深刻な影響を及ぼすなど、本市における海岸管理に関連し、以前より問題となっています。今後の海岸保全施設整備に当たり、砂浜の回復とともに飛砂量の拡大も懸念されるところであり、周辺地域に影響が出ないような配慮は是非とも必要であると考えます。本計画においても、海岸保全施設整備と併せ、飛砂対策についてもご留意</p>  | <p>整理番号41と同じに考えています。</p>  | <p>飛砂対策について</p>        |
| 69                        | <p>海岸に隣接する又は近接する保安林区域について、保安林管理者と連携し、総合的な<b>飛砂対策</b>を図ることをご留意くださるようお願いいたします。</p>  |   |                        |
| 4.2 地域との連携の促進と海岸を大切に活動の育成 |   |   |                        |
| (1)生物の生息生育環境と調和した海岸づくり    |   |   |                        |
| 70                        | <p>p.25 ボランティアな活動について、「ボランティア活動」は日本語として定着していますがこのような形容詞をカタカナで表記するやりかたは正式の書類では不適だと思います。</p>  | <p><b>ボランティア活動</b>に修正します。</p>   | <p>表現ぶり</p>            |

|    |   |  |                    |
|----|---|--|--------------------|
|    | (2)地域が主体となった海岸における活動への支援<br>(3)海岸における地域の固有文化の形成   |  |                    |
| 71 | 総合土砂管理については記載されていましたが、現実には、道路との関係や、土地の価格評価との関係など、様々なものとの関係がでてくると考えられます。そういったことについてもお話しいただければと思います。 <b>海との間に道路1本あるだけで、意識が海から離れていくというケース</b> はよくあることです。   | (p.26 第4章4.2(3)「海岸における地域の固有の文化の形成」の中で記述)「伝統的な活動空間の確保等、地域環境の重要な要素となる施設整備のあり方」の検討を通して、海岸における地域の固有の文化の形成により、海岸に対する地域の意識を醸成していくこととしています。   | 海岸に対する意識について       |
|    | (4)地域特性に応じた海岸利用のルールづくり  |  |                    |
| 72 | 海岸保全のために設置し、多様な海岸利用を図るべく(供用され、日々維持管理されている施設であっても必ずしも安全ではなく、人身事故が起こりうること、このため <b>安全性を担保</b> するための築造基準の設定や施工技術の開発指導、供用後の日常的な維持管理監視マニュアルの見直しなどが急がれること……事故を反省し教訓とする作業の中から導かれるこれらの考え方は、「中期的展望に立った新しい海岸保全の進め方」を検討する目的には含まれないのでしょうか。事故がきっかけになって行われた種々の現況調査や分析研究の成果をふまえて中間とりまとめを行うべきだと思います。   | (p.26 第4章4.2(4)に記述)「安全な利用に配慮した海岸保全施設の整備に努める」こととしています。  | 海岸利用における安全確保について   |
|    | (5)地域住民やNPO等の活動との連携を支援する仕組み等の充実   |  |                    |
| 73 | p.27 「フォローアップ」もより適切な日本語を使うべきだと思います。   | <b>脚注を追加</b> します。  | 表現ぶり               |
|    | 4.3 調査研究及び情報提供の推進   |  |                    |
|    | (1)各種調査研究の充実  |  |                    |
| 74 | また、環境に対する配慮は「進め方」第3章3.2(5)でも述べられているが、特に <b>干潟に存する動植物等に対する配慮</b> をどのように行っていくべきか、また事例等も含めて具体的な実施方法等が「進め方」の中でさらに充実すればよいと思う。  | 検討会での議論を踏まえ、p.16 第3章3.2(5)基本方針の中で記述されているように、干潟を含めた海岸の総合的な保全対策を進めることとしています。また、(p.27 第4章4.3(1)の中で記述)多種多様な海岸環境・周辺の生物環境に与えている影響を的確に評価する手法の確立に向けて調査研究を進め」ることとして、整理番号34と同じに考えています。 | 海岸環境保全の新たな取り組みについて |
| 75 | 海岸付近には小規模ながらも <b>干潟が点在しており、総合的な保全対策が必要</b> と考えている。  |  | 干潟の保全について          |
| 76 | 海岸保全に関する政策目標については基本的に賛成です。ただ、気になる点があります。一つは「津波、高潮、波浪などによる生命・財産・生活に関する被害が軽減される」事を目標としていますが、海岸の利用は多種多様であり、四季によっても場所によっても大きく異なります。そのような状況に対する一定の水準の安全性や危険度の判断等、事業評価と大きく係わることだと思います。海岸の安全性や危険度は地球環境問題もあり難しい問題だと思いますが、米国で行われているような背後地の <b>土地利用規制</b> もあるので、安全水準の考え方について早期に明確にするべきだと思います。   |  | 土地利用、保険制度について      |
| 77 | 「侵食に対する防護が行われ、貴重な国土が保全される」という政策目標を立て、%の海岸汀線の回復を図るという事を中期目標としてますが、侵食されている全ての海岸を保全する事が政策目標と受け取れます。必ずしも今の地形・国土を維持するのではなく、 <b>自然の力に任せる</b> (侵食あるいは堆積されたままにする)海岸という考えは、国土保全の観点で政策目標として記述するのは難しいのでしょうか。背後地に何も無いような海岸は、最低限の国土保全は行う事として、ほとんど自然の作用に任せた海岸も残す事が自然環境の保全となるとと思いますが、いかがでしょうか。   |  |                    |
| 78 | 土地利用計画・土地利用規制について、「大きな災害発生が予測される場所には人は住ませない」が基本的な考えとなります。災害の中でも特に人命に関わる災害で、災害の予報や非難が間に合わないような場所では、住家としての土地利用は強く規制されるべきです。それ以外の場所は、被害は家屋など資産に関するものになりますので、災害保険の補償で代替できる場合が多くあります。地域を災害危険度に応じてゾーニングすることが、土地利用計画を進める上で必要不可欠です。これには、観測や過去の記録の蓄積、構造物による制御、構造物の信頼性評価などの情報や評価技術が必要になり、また広域的な整合性が必要ですので、この作業は国が適任です。 <b>土地利用</b> 計画や都市計画の策定は、地方自治体の所掌事項であり、国が行うゾーニングを上位計画として取り込む仕組みを考える必要があります。水際の湿地や林などの遊休地は保全し、危険地域の既住者に対しては、長期的にそこを離れるような施策が必要で、税金や、 <b>保険料</b> 、保険金免責額などで制御が可能と考えます。高い堤防の直ぐ堤内側の地域からは人や高額の資産を遠ざける施策を実施することにより、災害危険度の低減が期待できます。 |  |                    |
| 79 | <b>災害保険制度</b> について、災害保険は低頻度水害による資産の損失に対しては有効な対策となります。この場合、災害規模が大規模になる場合が予想されますが、保険会社の再保険を補償する国庫補助が必要となります。地震保険に対しては、4兆5、000億円を限度とし、その95%を国庫から支出する再保険制度があり、水害に対しても制度の整備  |  |                    |
| 80 | PFについて、唐突に出てきて理解できない。   | <b>脚注を追加</b> します。  | 表現ぶり               |

|    |  |   |            |
|----|--|---|------------|
|    | (2)海岸に関する情報収集、提供、活用の推進<br>(3)新たな問題に対する調査研究の推進  |   |            |
| 81 | <p>今後の海岸保全技術について、列島海浜の保全を中期的展望に立って考える時、従来の防災機能中心の一元的な偏りを正し、今後想定される地球温暖化に伴う海面上昇への対応策や、生物環境を考慮した水質保全対策等を含め多角的な改善を合わせて、人との触れ合いの中に快適さを有する付加価値の高い自然海浜保全技術を今のうちに開発しておく必要がある。自然海浜は、波のエネルギーを穏やかに消し、波の反射もなく、最も優れた消波装置である。しかし砂は波浪により移動しやすいが故に、安定した防災機能を来たいし難いため、列島海浜には世界に類を見ない幾多の消波ブロックが海浜前面に投入されてきた。我々の提案する<b>歪み砂れん工法(Dマット)</b>は、最も砂の移動しやすいゾーンをカバーし、合わせて底層流制御効果によって砂浜の安定を図り、生物環境をも大幅に改善しようとする多角的改善技術となり得る。</p> <p>歪み砂れんの実用化について<br/>当初歪み砂れんは、砕波帯の沖で底層流を制御しようとする技術と考えられていたが種々問題があり、その解決策として</p> <p>(1)解決策<br/>歪み砂れん工法をフィールドで応用しようとする時、最も重要な点は潮位差によるもので、実用化のためには比較的水深の浅い(LWL時は砕波帯内にH.W.L時は底層流制御の可能な水深になる)場所で活用すべきである。<br/>例えば海水浴等の海浜利用を考慮した時、水深(-)1.5m~(-)2.0mの水深に歪み砂れんを設置し、潮位差2.5m程度を想定する。<br/>LWL…砕波による砂の舞い上がりを防ぐ一種のカバーサンド効果が主となる。<br/>H.W.L…歪み砂れん上の水深3.5m~4.0mとなり底層流制御効果を発して岸向きに砂を運ぶ。</p> <p>(2)解消される問題点<br/>(a)歪み砂れんが砂に埋没してしまう心配がない。<br/>(b)水深の浅い所に敷設することは、汀線からの距離を短くできる。</p> | p. 28 第4章4.3(3)の中で記述されているように、民間との技術の連携を推進することとしています。  | 新工法の提案     |
|    | <b>4.4 その他</b>   |   |            |
| 82 | <p>地域との連携の促進と海岸を大切に活動の促進<br/>生物の生息生育環境と調和した海岸づくりへの要望</p> <p>本村は、広島県と愛媛県の境界線に位置する瀬戸内海の離島であり、本土及び四国への交通機関は快速船・フェリーボートです。このため、本島にとってハード事業(港内及び海岸工事)で出る浚渫土並びに床掘土は地域内で塩分処理し再利用するか、産業廃棄物として島外の処分場まで運搬し処分する方法しかありません。しかし再利用するには場所がなく、島外へ搬出するにも運搬費と処分費等どちらも多大な経費を伴います。そのことはハード事業を実施する上での難問となり、事業削減の原因にもつながります。また、本村では海岸環境の水質保全を図るべく全地域を合併処理する計画でハード事業に取り組んでいます。上記の状況及び環境面への取組みを考慮いただき、<b>海岸事業等</b>で出る<b>土砂</b>について、地元及び行政区域内で藻場造成事業等へ還元できるよう対応をお願いしたい。</p>   | p. 28 第4章4.4「その他」に、 <b>リサイクル・リユースを推進する旨記述を追加</b> します。 | 既存ストックの再活用 |
| 83 | <p>都市部における海岸事業への重点的な予算配分と補助率の拡大等について、海岸の背後で人口密度の高い大都市地域では、海岸保全施設の老朽化や未整備箇所に対して、早急の整備が望まれているところが多数あると考えられます。しかしながら地方自治体を取り巻く財政状況が依然として厳しいなかでは、思うように整備を進めることが難しいのが現状であります。つきましては、都市部における海岸事業へのさらなる<b>重点的な予算配分と補助率の拡大</b>等の検討を行って頂けないかと思っております。</p>   | 予算要求等にて検討していきます。                                      | 予算・事業制度の拡充 |
| 84 | <p>海岸保全区域外へ適用を拡大させた海岸環境整備事業について、海岸法の改正により、海岸保全施設に対し、防護、利用機能とともに、「海岸環境の整備と保全」が加わったことにより、博多港においてもエコパークゾーンなどで海岸環境の整備と保全を積極的に展開してきたところです。しかしながら海岸保全施設の整備は、海岸保全区域内での整備を義務づけられているため、広範囲を対象とする生態系等を意識した海岸環境の整備を検討する場合は、海域50m程度の範囲では思うような絵が描きづらいことも事実であります。つきましては、海岸保全区域外へ<b>適用を拡大させた海岸環境整備事業の検討</b>を行って頂けないかと思っております。</p>   |   |            |

| 文書構成・用語等 |   |                             |      |
|----------|---|-----------------------------|------|
| 85       | 1. 一般的に文章の推敲が必要かと感じました。何が主語で、何がこれに対応する述語か不明という文章や、文章群の前段と後段の相互関係が明確でなく、その内容が整合しない文章がみられる。たとえば、1. 検討目的のうち下2段落において、前半の文章（これに基づく・・・顕著になりつつある）と後半の文章（また、防災分野・・・必要となっている）の内容が接続しません。他にも多々認められます。このほか、「津波・高潮」の順に書くのか「高潮・津波」の順に書くのか統一がとれていない点や、3. 中期計画の策定にあたり配慮すべき事項の中で「リブリックコメント（あるいはコミットメントか?）」の意味が（私にとって）不明である点などが気になります。 | 脚注を追加するとともに、報告書全体を推敲します。    | 表現ぶり |
| 86       | 全体的に、日本語をもっと大事に正しく使うのが官庁の責任であろうと思います。業界用語でなく、市民の理解しうる言葉で書きましょう。   |                             |      |
| 87       | PFIなど（私には）難しい言葉が2、3ありました。略語などは説明を入れるべきです。   | 脚注を追加します。                   |      |
| 88       | 本報告書は、中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方に関する枠組や方向性について提言」とあるため、総論的な表現になっていると思われるが、もう少し具体的な記述の方が分かりやすいと思われる。  | 検討会等にて用いた説明資料を参考資料として添付します。 |      |
| 89       | 用語の関係で、「津波」「高潮」「波浪」などとなっていますが、「高波」を加えていただけないものかどうか。私共の海岸災害は歴史的にはすべて台風はもちろんですが、台風崩れの「低気圧」、季節的な「低気圧」による高波で大きな被害発生しております。（「低気圧」が三陸沖や北海道えりも沖、あるいは釧路沖に停滞したときに大きな高波となって当地海岸に押し寄せられることで大被害となる。）  | 「高波」は「波浪」として表記しています。        |      |